

✿ 手ふきタオル（表面がガーゼ様織物、裏面がループパイルのもの）

第 63.02 項

✚ 貨物概要

綿製テリータオル地の手ふきタオル

性 状：テリータオル地の四辺を三つ折りし、縁縫いしたもの。

表面ガーゼ様織物、裏面ループパイル。

材 質：綿100%

サイズ：23cm×23cm

用 途：手拭き用



(表)



(裏)

✚ 分類

関税率表第 6302.60 号（統計番号 6302.60-000）のトイレトリネン（テリータオル地その他のテリー織物で綿製のものに限る。）

✚ 分類理由

関税率表解説第 63.02 項（3）において、トイレトリネンの例として「手ふきタオル、おしぼり用タオル（環状タオルを含む。）、バスタオル、ビーチタオル、顔ふき布及びトイレットグローブ」が挙げられており、本品は手ふきタオルに該当します。本品は、テリータオル地のものであることから、上記のとおり分類されま

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお
いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる
ことがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)